# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から同年11月1日まで 私は昭和41年3月26日にA社に入社し、勤務地は変わることなく45年 12月1日まで継続して勤務した。途中で社名が同社のグループ会社である B社に変わったことを覚えている。

しかし、年金記録を確認したところ、1か月の空白があることが分かった。 申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

同僚の申立期間に係る給料明細表、複数の同僚の雇用保険の記録及び当該複数の同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和41年11月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年10月1日の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は昭和41年10月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年

10 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日 に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万 2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月1日から同年10月20日まで

② 昭和41年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和28年3月に高等学校を卒業後A社に入社した。その後、関連会社のB社に転勤し、またA社及び同社の各営業所に異動しながら最後に同じ関連会社のC社に異動したが、当該期間中一度も辞めることなく継続して勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社及び同社の関連会社に係る記録に、空白期間があることが分かった。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和28年3月に高等学校を卒業後A社に入社し、その後関連会社のB社に転勤した。さらに、A社及び同社の各営業所に勤務し、最後には関連会社のC社に異動し、46年9月に退職するまで、途中辞めること無く継続して勤務していた。」と主張しているところ、複数の同僚は、時期は覚えていないが、申立人がA社に入社してその後B社に異動、ま

たA社に戻り同社の営業所に継続して勤務していたことを証言しており、申立 人の主張と一致する。

また、申立人が記憶する同僚(昭和38年8月1日からB社に異動)は申立人のことを記憶しており、「時期はよく覚えていないが、申立人がB社からA社に戻ってきたのは、自分がB社に異動する前だと思う。」と証言している。

さらに、申立期間①当時のB社の経理担当者は、「A社とB社は、社名こそ違ったが、関連会社というよりむしろ同じ会社の支店というようなものだった。ただし、給与計算や社会保険関係事務は、それぞれ独自で行っていたが、異動や昇給、賞与等はA社で決めていた。また、同社には少人数の営業所が多数あったが、営業所の経理、社会保険関係事務については、本社で行っていた。」と証言していることから、申立人は、申立期間①においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、異動日については、これを確認できる関連資料は無いものの、上記の 複数の同僚及び経理担当者の証言により、申立人のA社における資格取得日を 昭和38年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和38年10月の記録及び申立人と同年代で同職種の同僚の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、資格取得日は昭和38年10月20日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年1月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、同僚の当該期間に係る給料明細表、複数の同僚の雇用保険の記録及び当該複数の同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和41年11月1日に同社からC社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年10月1日の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は昭和41年10月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保

険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月18日から同年8月1日まで 私は、A社の工場から本店へ異動し、代理店に駐在していたことはあった が継続して勤務していた。申立期間の記録が無いのは納得がいかないので、 調査し記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の証言及びオンライン記録から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し(昭和37年8月1日付けで同社B工場から同社本店に異動。ただし、代理店に駐在勤務。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和37年6月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明 らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月18日から同年8月1日まで 私は、A社の工場から本店へ異動し、代理店に駐在していたことはあった が継続して勤務していた。申立期間の記録が無いのは納得がいかないので、 調査し記録を回復してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及びオンライン記録から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し(昭和37年8月1日付けで同社B工場から同社本店に異動。ただし、代理店に駐在勤務。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和37年6月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明 らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知国民年金 事案 3506

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日: 昭和27年生

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成2年3月

私は、会社を退職(平成2年3月)し、次の会社に入社(同年4月)して数か月後、A市役所から国民年金の未納の連絡を受け、同市役所で国民年金の加入手続と妻の種別変更手続を一緒に行った。国民年金保険料の納付時期及び納付場所は覚えていないが、保険料は、一人1万円ぐらいで妻の分と併せて2万円ぐらいを納付書で納付した。妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっており、私も申立期間は国民年金に加入し、保険料を納付していたはずなので納付を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職(平成2年3月)後、A市役所で国民年金の加入手続及び妻の種別変更手続を一緒に行い、国民年金保険料は、妻の分と併せて納付書で納付したとしているものの、納付時期及び納付場所は覚えていないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入(平成9年1月)後の10年6月1日とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が所持する制度共通の年金手帳(昭和50年3月10日から使用)に国民年金手帳記号番号の記載は無く、A市の国民年金被保険者名簿の資格取得日とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入であり、国民年金の未加入者に対して納付書が作成・送付されることは無いことから、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申

告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 3507

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から53年3月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から53年3月まで

私は、昭和50年6月頃、知人と一緒にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、付加年金にも加入した。保険料は、金融機関で夫に納付してもらっていた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年6月頃に知人と一緒にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、加入手続後に交付される国民年金手帳の受領についての記憶は明確ではなく、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする夫は、金融機関で納付していたとしているものの、納付時期及び納付金額は覚えていないとしている上、知人によれば、誰と国民年金の加入手続に行ったかは覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者としてC市D区で払い出されており、申立人の国民年金加入手続は、資格取得日とされた昭和53年4月27日に同市同区で行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿の記載内容、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和53年4月27日」と記載され、「\*. D」のゴム印が押されていることとも符合する。このため、申立期間当時、申立人は、国民年金に未加入であったことから、申立人の夫は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立

人は国民年金の任意加入対象者に該当するが、任意加入の対象期間については、 制度上、遡って被保険者資格を取得することはできず、遡って保険料を納付す ることもできない。

加えて、申立人が国民年金の加入手続を行ったとするA市においても、申立 人が国民年金に加入したことをうかがわせる形跡は見当たらないほか、申立人 に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申 立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家 計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3508 (事案 43、1602、2351、3088 及び 3449 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から50年12月まで

私は、国民年金に加入したいと思い、昭和50年12月頃に加入手続をA市役所で行った際、過去の国民年金保険料を納付できる特例があると聞き、その場で3万6,500円の国民年金保険料を納付した記憶がある。国民年金手帳には「初めて被保険者となった日」が41年2月1日とされており、どの期間の保険料であるか聞かなかったが、自分としてはその時点まで遡って納付したつもりでいた。申立期間の保険料を納付した領収書に押してあった印鑑の名前がB又はCだったので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしいという申立内容で、これまで5回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

今回、新たな情報や関連資料は無いが、以前から申し立てているように、A市役所で加入手続を行った際、過去の国民年金保険料を納付できる特例があると聞き、その場で3万6,500円の国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間(当初は昭和41年2月から50年3月まで)に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立人は、A市役所において申立期間の国民年金保険料として数万円を一括で納付したとしているが、昭和50年当時、同市役所では過年度保険料及び特例納付に関する取扱いを行っていないこと、特例納付及び過年度納

付を利用して当該期間に係る保険料を納付した場合、その保険料額は約10万円であること、及び申立人が国民年金の加入手続を行ったとされる同年12月の時点では、当該期間のうち、48年4月から同年9月までの国民年金保険料は、特例納付の対象期間ではなく、かつ、時効により納付できない期間であることから、既に当委員会の決定に基づく平成20年2月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 2回目、申立人は、上記の当委員会の決定に基づく通知を受けた後、既に納付済みとされている期間(昭和50年4月から同年12月まで)を当初の申立期間に加え、当該期間を含めて申立期間の保険料3万6,500円を納付したと主張するとともに、保険料納付を示す資料として新たにA市から交付を受けた資料を提出して当委員会に再申立てを行ったが、当該資料では保険料納付を示す記載は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないこと、及び申立期間のうち、同年4月から同年12月までの保険料は納付済みとされていることから、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 3 3回目、申立人は、上記の当委員会の決定に基づく通知を受けた後、申立期間の保険料を納付した領収書に押してあった印鑑の名前がB又はCだったことを新たに思い出したとして当委員会に再申立てを行ったが、この申立人の主張内容は申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな事情とは認められない上、A市では、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和50年度において、B又はCという職員は年金担当部署には在籍していなかったとしていること、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと、及び申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの保険料は納付済みとされていることから、既に当委員会の決定に基づく平成22年7月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 4 4回目、申立人は、上記の当委員会の決定に基づく通知を受けた後、既に納付済みとされている期間(昭和50年4月から同年12月まで)を申立期間から除いた上、当該期間を含めた申立期間について、同年12月頃にA市役所で3万6,500円の国民年金保険料を納付した記憶があるとして、当委員会に再申立てを行ったが、この申立人の主張内容は従来の主張を繰り返すのみで、新たな資料及び情報の提出も無く、これは委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成23年8月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 5 5回目、申立人は、上記の当委員会の決定に基づく通知を受けた後、既に

納付済みとされている期間(昭和50年4月から同年12月まで)を申立期間に 再度加え、申立期間の保険料として3万6,500円を同年12月頃にA市役所で 納付したとして当委員会に再申立てを行ったが、この申立人の主張内容は従 来の主張を繰り返すのみで、新たな資料及び情報の提供も無く、これは委員 会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委 員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと、及び申 立期間のうち同年4月から同年12月までの保険料は納付済みとされている ことから、既に当委員会の決定に基づく平成24年6月6日付け年金記録の訂 正は必要でないとする通知が行われている。

6 申立人は、上記の当委員会の決定に基づく通知を受けた後、昭和50年12 月頃にA市役所で3万6,500円の国民年金保険料を納付した記憶があるとし て当委員会に再申立てを行ったが、この申立人の主張内容は従来の主張を繰 り返すのみで、新たな資料及び情報の提供も無く、これは委員会のこれまで の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会のこれま での決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立 期間のうち、41年2月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたも のと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までについては、年金記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

## 愛知厚生年金 事案 7499

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月1日から平成元年7月31日まで A事業所を退社後に受け取った年金手帳を、紛失してしまった。その年金 手帳の番号に係る記録がなくなってしまったので、申立期間について、調査 の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和63年9月1日から 平成元年7月4日までA事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、申立期間に適用事業所であった記録が確認できないところ、同事業所は、「申立期間当時は個人事業所であったため、厚生年金保険と健康保険には加入していなかった。」と回答している。

また、申立人が記憶しているA事業所の店長は、雇用保険の記録により、申立期間の勤務は確認できるものの、オンライン記録によれば、当該期間は、国民年金の加入期間であったことが確認できる。

さらに、申立人はA事業所から退社後に年金手帳を受け取ったとしているが、同事業所は、「当時、従業員採用時には、事業所として厚生年金保険と健康保険には加入しない旨、説明していた。従業員の年金手帳を預かることはなく、新規に年金手帳を作成することもなかった。」と回答している。

加えて、申立人の父親のオンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む、昭和48年9月1日から平成元年8月25日までの期間について、父親の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。